

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第8条(評議員の報酬等)及び第21条(役員報酬等)の規定により、社会福祉法人鶴亀会の役員報酬について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程の役員とは、理事、監事、評議員をいう。

### (報酬)

第3条 役員に対しては、次の役員報酬表に定める報酬を支給する。

#### 【役員報酬表】

役職名	基本報酬 (年額)	支給の対象	開催出席ごとの加算報酬	報酬の限度額
理事長	6,000,000円	選定された理事長	無	基本報酬
理事	30,000円	理事	10,000円 / 1回	70,000円 / 1年
監事	30,000円	監事	10,000円 / 1回	70,000円 / 1年
評議員	30,000円	評議員	10,000円 / 1回	50,000円 / 1年

※ 但し、理事長専任の時のみ理事長報酬は支給する。

### (費用弁償)

第4条 理事会及び評議員会の開催ごとの出席者に費用弁償として、それぞれに一律2,000円を支給する。

### (旅費規程)

第5条 その他の研修等費用は別に定める旅費規程による。

### (報酬の変更)

第6条 この規程の変更は評議員会において定める。

### 付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。